

Majority と Minority の関係に 見る文化的な問題 (1)

林 宏

目 次

はじめに

I. Social Integration

- ① 1981年国際障害者年の概念に表わされた障害者の社会的位置づけ
- ② 理論的考察
- ③ integration と normalization
- ④ social integration の足跡

II. 西欧文化に於ける福祉の思想

- ① 慈善と真の社会福祉
- ② 社会観と福祉
- ③ 障害者にとって福祉とは——スウェーデン社会の実例——
- ④ スウェーデン社会に於ける minority の努力と majority の支援
- ⑤ スウェーデンの minority の開放性

III. 文化及び国民性との関連

- ① 「協調的思考の文化」——スウェーデン社会の文化及びスウェーデン人の国民性——
- ② 地方分権制度に見られる「協調的思考の文化」

むすび

はじめに

戦後30数年経過して、日本の社会においても、誰もが中産階級の一員であるかの如き平等な社会であるかと思われる時代となったが、1981年の国際障害者年に当り、心身障害者である minority の人々の日本社会における位置づけが、概念的にも実際においても西欧社会、特にスウェーデン社会における場合とは懸け離れたものであることが、端なくも顕われた。ここでは主としてスウェーデン社会における心身障害者と健常者の関係を主として取り上げて、その概念の東西の違いや、その元となつた福祉の思想を考察し、そこに根本的影響を与えたと思われる国民性と文化の問題にも及んで研究してみたい。

I. Social Integration

① 1981年国際障害者年の概念に表わされた障害者の社会的位置づけ

去る1981年は、国連によって国際障害者年と定められ、『完全参加と平等』がテーマと定められた。最近の国際化時代においては、平等化の思想の進んでいる先進国社会相互の間で、障害者に対する考え方、思想の交換が盛んに行なわれている。特にスウェーデン等スカンディナヴィア諸国と、イギリス、アメリカ、ニュージーランド、カナダ等のコモンウェルス諸国、オランダ等の間に福祉費用分担の方法において差異はあるものの、その目的、目標において、互に一致する所まで進んで来ている。又これら諸国は実際的情報の交換にも積極的であり、その相互刺激によって、障害者福祉の先端部分において共通する所が多い。

その要因の一つとして、スウェーデン、ノルウェー、デンマーク等における語学教育（外国語＝英語教育）の高いレベルとその成功が上げられよう。又、西欧伝統のキリスト教文化に依って、国境や心身障害を乗り越えての平等思想も上げなければならない。

この“Full Participation and Equality”（完全参加と平等）と言うテーマの目指す所に最も近い状態に障害者を位置づけている社会が、スウェーデン等の北欧社会である事は疑い得ない事と思われ、又スウェーデンの障害者政策担当者の考え方方が相当のウェイトを持って国際障害者年の目的、目標、テーマに反映していると理解しても間違いないと思われる。

その観点から、1979年12月に国連の本会議において決議された1981年の国際障害者年に向けての行動計画の長文の内容から、既にスウェーデン社会が実践的に取り組んで来た重要な原則と一致するポイントを拾い出して次に掲げ、スウェーデン社会の障害者問題に対する考え方の原点を理解して見たい。

- 国際障害者年の『完全参加と平等』に言う参加とは、社会生活そのものと、その発展への貢献に加えて政策決定段階への障害者の参加をも意味する。
- 障害者の問題は、特殊な人の特殊な問題でなく、社会全体の問題として取り扱われるべきである。
- 一般社会の健常者は、目に付き易い身体的ハンディキャップだけでなく、神経・精神障害等のデリケートなものも含んで理解を持つべきである。
- 身体的・精神的『不全』と『実際的障害（能力不全）』と『（社会的）不利』の区別を認識する。
- 障害は、個人とその環境との関係において生ずると考えるべきで、『能力不全』を『不利』にならしめている社会環境を見なおすべきである。
- 障害者を特殊扱いして、締め出す社会は、脆ろくて弱い社会であり、老人を含めて障害者

などに暮らし易い社会は、健常者にとっても良い社会である。

以上に表わされた障害者への認識、即ち社会的位置づけをどう考えているかを先進国 の社会構造を条件にして具体的に考えてみると、

1. 障害者は特殊な人ではない。
2. 特に寿命が伸び、高齢者が増えている社会では、誰もがいつ障害者になるかわからない。すべての健常者は潜在的に障害の候補者である。
3. 自分自身が障害者になったと言う立場で考えてみる事が必要である。如何なる障害者福祉政策もこの観点を失ったら、障害者の為になる福祉ではなくなる。然し、健常者が障害者の立場を理解する事は頗る困難であり、障害者自身が障害者福祉政策の立案に参加する事が必要となる。又健常者に障害者の問題を理解させる教育、情報活動の必要が生まれる。障害者自身が障害者福祉政策の立案に参加する事は、福祉政策を役に立つ内容にする為に必要であるばかりでなく、障害者にも当事者としての市民権を与える意味でも尊重されるべきである。
4. 特殊扱いして一般社会から切り離し、別世界の人間の様に孤立させることは、差別することになる。障害者といえども一般社会の健常者と出来る限り一緒に交わりながら溶け合って生活していくのが新しい時代の福祉の考え方である。

② 理論的考察

社会学上、健常者と障害者の関係は、majority（多数者）とminority（少数者）の概念として、又 normal と abnormal の概念として考えるべきであろう。社会を一つの有機的な組織として考えた場合、normal——ノーマルが変化したものが abnormal——アブノーマルであって、アブノーマルもノーマルの内であると考えられている。

現実の社会においては、アブノーマルのない社会は実在しない。アブノーマルを含む社会がむしろノーマルな社会である。アブノーマルが全くないこと自体がアブノーマルなことであって、アブノーマルが社会に共存するのが当たり前で、正常なことである。両者を別種として分離してとらえずに、連続線上の存在としてとらえて、その関わり方を知るのが社会学の大切な研究の一つである。

従って、アブノーマルをその社会が如何に寛容に許容しているかが、その社会の culture——文化の性格、文化のあり方として重要な意味を持っている。

社会内での或る人口が他の人口に対して寛容の度が高くなく、排他的性格が比較的強くなつたものの一つが social class——社会階級や caste——カーストとも考えられ、所謂、差別の問題もこの考え方でとらえる事が出来る。逆に、全人口が分離せず有機的に一つに統合された社会が

integrated society と呼ばれる。

この概念を政治の世界に当てはめてみると、政治的な少数意見もアブノーマルの一種と考えられ、それを許容するのが democracy==民主主義であり、敵視するのが totalitarianism==全体主義である事は、その思想的起源及び歴史的な結果が示すところである。

心身の handicap==ハンディキャップも又、一種のアブノーマルと考え、その minority==少数の人々の存在を積極的に許容して、成る可くノーマルな majority==多数者に近く取り扱える社会が、社会福祉が発達した眞の福祉社会である。又、民主主義が発達すれば当然アブノーマルを含めて一人残らずの individuals==個人の人権を尊重し、行きつく先は、アブノーマルもノーマルとして尊重する意味での福祉社会とならざるを得ないのではないかだろうか。スウェーデン社会が目指して来たものも究極的にはこの様な社会の実現ではないかと思われ、又、アングロ・サクソン系諸国が目指し、或いは目指そうとしているものも同様ではないかと考えられる。

③ integration と normalization

実は、国連において 1981 年を国際障害者年と定めるについて、最初は “International Year for Disabled Persons”（国際的な障害者の為の年）となっていたのに対し異議があつて、“International Year of Disabled Persons”（国際的な障害者の年）に改められたという経緯がある。これは障害者年が単に障害者の為になれば良い、という障害者を客体として扱う（謂わばお客様扱いする）のではなく、障害者が主体となる、即ち、障害者も社会の一員として健常者と共に、政策決定も含め、すべてのレベルの社会活動に参加する障害者自身の年にしようと言う主旨である。それが “Full Participation and Equality” と言うテーマによって、より鮮明に表現されているのである。

integration==インテグレーション（社会的統合）即ち、障害者は社会及至健常者によってお客様扱いされるべきでなく、健常者と共に社会の一員として社会を動かす側に立つと言う考え方は、既に十数年前からスウェーデンにおいて、normalization==ノーマライゼーションと言う言葉を使って主張され、実行の努力が執拗になされて來たものである。その言葉の直接の意味は、前項で述べた如くに、障害者をノーマルな人々==健常者と同じ枠の中に含めて、平等に扱うという意味で、米・英社会でのインテグレーションと全く同じ思想である。

④ social integration の足跡

この考え方方が実際に意味あるスケールで実行される様になったのは、私の知る限りでは1950年代後半に特にアメリカの教育界においてであった。それまで盲学校、聾啞学校等の特殊学校、或いは特殊学級に分離して行なって來た障害児の教育を、分離しないで健常児童の通常の教室の中

で、視力障害児や聴力障害児を混じえて統合的教育をする努力がなされていた事実である。

ここで特に注目しなければならない点は、健常児・障害児統合教育を始めるに当って、先づその為の教師、つまり両方を教える事の出来る教師の養成から始めた事である。即ち教員養成大学の幼児教育を含めた初等教育の通常の教師養成課程を卒えた者に大学院において、統合教育の中での視覚障害児教育、或いは聴覚障害児教育等の特殊教育の訓練を与えた後、統合教育校で通常の教師と組んで特殊授業（例えば聴覚障害児にとって、どうしても健常児と同一の授業では無意味な国語教育の時間に、読唇術を教えるなど）を担当させている。又、この特殊教師は、普通の教師に対して障害児教育と障害児そのものを理解させ、相談に応ずる事や、家庭との連絡、協力、相談等も担当する。

この統合的教育の成功と発展の結果として1960年前後になると、アメリカの多くの大学において、健常者に混じって視力障害者が高等教育を受ける例が増えて来た。アメリカの大学教育においては、教科書を含めて読書量が多いので到底点字の読書速度では間に合わない為に、各地にボランティアに依るテープ・ライブラリーが組織されて、盲人学生を社会がバックアップしているのである。文字通り、障害者と社会がインテグレート——統合しているのである。

この様な social integration が始められた事の社会的背景には、人種別と性別の segregation ——隔離を克服し social integration に努力して来たアメリカ社会特有の歴史があり、その意識の延長線上に障害者の社会的統合がある事は無視出来ない。

歴史を一世紀戻して19世紀には、スウェーデンを含めて欧州北部は何回もひどい冷害凶作に見舞われた。特に19世紀最後の年は最も酷しかったと言われる。その結果、実に多くのスウェーデン人がアメリカ大陸に移民した。その多くは中西部の北の諸州、即ち気候風土の比較的似た地方へ落ち着いた。

その人達とその子孫の内には、最近のスウェーデンの高度な福祉国家に憧がれて、スウェーデンに逆移民する者もあり、それらの人々を通じ、或いは既に述べたスウェーデン人の高い語学力を通じて、アメリカ——スウェーデン間の情報の流れは幅広く豊かであり、前記のアメリカ教育界でのインテグレーションがスウェーデン社会に与えた思想的影響は無視出来ないものと考えられる。

スウェーデンに於ける社会的統合が、眼に見える形に表わたった例は、1960年前後から公的集合住宅の新築に際し、高齢者が入居出来る様に内装、設備を施した室を一般用住宅の棟の中に混在させて、ノーマルとアブノーマルが溶け合って暮らせる様に努力がなされている事である。この場合、高齢者は、典型的な障害者であり、或いはその候補者であり、その多くは或る程度の設備を施すことでハンディを補えば、独立したノーマルな生活を継続して暮らして行けるのである。

この生活形態は、それまでの老人ホームでの隔離された孤独感と倦怠感の生活に比較して、中年層や若年層と共に成長過程にある子供達の存在によって刺激を受け、孤独感、倦

怠感は薄められるか、少なくとも紛れるのであるが、その一方で中・若年層側も又自分達とは多少異質で、それまではその存在を強く意識していなかった高齢者の存在に理解を深めるばかりでなく、自身の人生における将来の姿に思いを至し、特に子供達にとっては今迄全く知らなかった死の存在から生死を見つめ、人生を考える材料を与えられて、教育的にも意義深いものとスウェーデンの識者達は考えている。

そして、この様な高齢者と一般市民との住宅の同一棟内での共存——統合の例がそれより若い一般障害者と健常者との共存——統合に進んで行くのは極く自然な事である。

II. 西欧文化に於ける福祉の思想

① 慈善と真の社会福祉

障害者の存在は、今日の様に医療も進み、社会福祉もある程度進んだ日本の社会においても、まだまだ最も気の毒な存在であると心ある多くの健常者は考えていると思われるが、それ故に健常者の障害者に対する考え方は、ややもすると一方的な感傷的同情になり易く、正しい福祉の考え方——完全参加と平等——の意味する所から外れ易い。それ故に『真の福祉とは何か』をここで再検討する意味があると思う。

過去の弱者を特別扱いする考え方とは、実は社会的に恵まれた特權階級が「テーブルから落ちたパン屑を恵んでやる。お恵みは多ければ多い程慈善の心が厚い。」と同様な考え方で、この様な慈善の思想は、階級差の大きい所でのみ成立し、近代的な市民社会に於ける社会福祉の思想ではない。より良い社会とは、階級差の少ない、又は全くない社会であり、西欧も日本も所得の実質的な差が著しく減って来ている。然し、高齢者人口の増加、複雑な近代工業の発達による労働災害の増加、交通事故に巻き込まれる可能性の増加、自然環境の破壊による災害の増加、公害等による新たな不幸な状態が増加する運命にある。昔の中世紀的農業社会においては、大家族制度によって不幸な個人もその中に保護されて來たが、現代ではすべてストレートに顕在化してしまう。たとえ昨日まで社会的強者と自認して來た人間でも、一度病気になったり、災害に会えばすぐ社会的弱者に転落してしまう様な脆い社会となってしまった。社会的強者と弱者の違いは、階級の違いではなくて、健康と不健康の差が最も大きな要因であり、誰も何時、社会的弱者になるかわからない。

② 社会観と福祉

イギリス、アメリカ、スウェーデンを含め、西欧社会の文化はキリスト教の精神を歴史的に継いでいる故に、キリスト教的人間觀に基づいた社会観に簡単に触れ、それを基盤にした西欧近代の社会福祉の思想を考えてみたい。

社会の中の人間は、一人一人個性があり、特長があって、誰もがどこかで他人より優れた点を持ち、他人に貢献できるものを持っている。その反面、どこかに弱点も持っている事を前提に、相互に助け合って生きて行くと言うのが社会生活の基本であって、社会福祉も又同じ考え方を組織立てて行なうことである。(社会生活は協力を大きな基本線にして出来ており、自由競争の経済も又協力の大きな枠組みの中での限定された競争と考えられる。)

福祉とは、単に物品を与えることだけすれば良いのではない。聖書にも「受くるより与うる者は幸なり」という言葉があるが、お互いに能力を出し合うところに真の福祉がある。弱点を補われて助けられる者だけでなく、長所を出し合って助けるボランティア活動をする者にとっても、相互の社会的協力に参加する意味において福祉なのである。特に福祉に関する専門職の者にとっては、その専門において他より格段に優れた能力を出して貢献する所に喜びを感じるならば、そこにその人自身の福祉がある。これなくしては「仏作って魂入れず」であろう。

いつ障害者になるかわからない現代のか弱い一市民の側から見るならば、困った時に助けが与えられる事は単に物質的に幸いであるばかりでなく、いざとなれば助けがあるという事が権利として保障されているので精神的な安定となり、心理的な福祉となる。そこに social security——社会保障ということばがある所以である。その一面、他人の為に自分の能力が活かされて社会に貢献できる事は、本人の生き甲斐の一部となるばかりでなく社会との連帯感を通して心理的安定、心理的保障となる。この様に、一方的に助けられるだけでなく、相互に助け合う事が市民の側から見た新しい福祉の考え方である。

これを社会の側から見れば、市民の一人一人(健常者も障害者も)の能力を活用する事も社会福祉の大切な要素の一つである。

③ 障害者にとって福祉とは——スウェーデン社会の実例——

以上の様な社会福祉の考え方特にスウェーデンにおいては障害者自身の日常生活のハンディキャップを助けるだけでなく『障害者も、健常者である一般市民と同様に社会生活に参加し、政策決定にも参加するのが当然であり、そこで始めて平等と言えるのだ』という事を現実化して来ているのであり、障害者は健常者と殆んど同様の市民権を得ていると言って良いと思う。

従って、スウェーデン政府の障害者に関する基本政策という面を見ても、障害者だけを対象にした特別の対策で障害者の問題を解決すると言う方法を出来得る限り避けて、社会自体を障害者を含めて誰にも住み易い所にするという理想のもとに立案され、野心的に実行されて来たと言える。

それには先づ障害者のハンディを社会福祉によって、出来るだけ軽減して一般健常者と平等又はそれに近い所まで回復し、それによって一般社会の中で一人前の人間として平等に生活し(イ

ンテグレーション), 独立した個人としての人格, 普通の市民としての市民権を認める (ノーマライゼーション), その環境としての社会の側を改革して行くのが, スウェーデンの障害者福祉の理想としているところであろう。

この思想は立法面にも反映している。即ち, 障害者政策一般に關した法律がないということである。その代りに一般社会を対象にした個々の法律, 即ち, 建築に關する法律, 児童福祉に關する法律, 教育に關する法律, 労働環境に關する法律等の中で, それぞれ障害者も健常者と同様に対象として含めて扱っている。

例えば, 建築に關する法律で住宅の基本設計のガイドラインが設けてあり, 障害者が住む時には内装を僅かに改造するだけで, 大抵の場合に間に合う様に出来ている。

1950年代までは, 隔離的な障害者専用の集合住宅を市町村で建てて來たが, それまでの歴史的経験の反省と障害者問題に対する思想の変化によって, 建築法規の改正と住宅改造補助金の制度にともない, その傾向が變ってしまったのである。

極端にハンディキャップの強い障害者の為には, 市町村立の特別サービス付き集合住宅が用意されているが, これは特殊な者を収容する施設という概念には当てはまらず, 通常の住宅に相当するもので, 24時間いつでも必要な時にホーム・ヘルプ・サービスを呼べる様にする事によって, 障害者のハンディを実質的に軽くして, 健常者に近くしようとのノーマライゼーション政策の努力の表われであると考えられる。

障害者が施設に隔離されるのではなく, 健常者と共に共存しながら独立した生活をする為には, 建物の技術的設計による適応と共に, 障害者のハンディキャップ克服のバック・アップをする社会的サービスも必要であり, 市町村の責任において, ホーム・ヘルプ・サービスを行なって, 住居の掃除, 買物, 調理等を充足させ, 又散歩とか文化的施設へ連れ出す等の障害者の孤立を防ぐ事にも意を注いでいる。

以上の様に, 障害者が成る可く健常者と共に共存しながら独立した住居で通常の生活をする方向へ努力がなされて來たが, 然しノーマライゼーション, インテグレーションを完成する事は大変に難しい事である。即ち, まだ施設に収容されている者が全くなくなった訳ではなく, 強度の障害者の中には特別な施設で特別な世話を受ける必要がある者, 或は慢性病病院に入院している者等がある。これらが全く無くなる事は理論的にも有り得ない事かも知れない。

以上はスウェーデン社会における障害者の日常生活と住居の面を主にして取り上げてみたが, 職業生活, 労働・雇用の面を取り上げて見たいと思う。

『すべての者に雇用の機会を』がスウェーデンの労働雇用政策の目的であるので, 当然——すべての者——の中に障害者が包含される。従って通常の労働市場局の職業紹介業務のサービスを

受ける当然の権利があるのであるが、それ以外に個々の障害者の必要とする労働条件の調査を行ない、必要とあれば職業の為の組織的な肉体的、精神的、社会的訓練等が与えられる。又企業内訓練の場合は、労使間の労働協約の規定に従った給与が訓練期間中も支払われ、政府はそれに補助金を出す。

個々の障害者の障害に合わせて作業施設、設備、作業補助具、施設環境等の改造にも政府の補助金が与えられる。又通勤用自動車の改造には無条件に、購入には所得に応じて補助金が与えられる。

これらの就業の為のリハビリテーションによって、障害者が通常の職場で一般の健常者に伍して働く様にし、或は多少の保護条件下か、又は特別に保護された職場で働く様にし、或いは自営業で働く様にするのである。

④ スウェーデン社会に於ける minority の努力と majority の支援

スウェーデン社会においては minority の人々自身が self help——自助的努力をして出来得る限り majority の人々に伍して社会生活に参加し活動をしようと熱心に努力している。その最も特徴的なものが自助具の開発と普及によって補いを付け、健常者との差、ハンディキャップを出来得る限り軽減して社会生活に参加出来る様にしようと組織的な努力がなされている事である。

これはスウェーデン社会の culture の特徴的な面の表われであり、又社会心理学的に見た国民性とも深く関連しているのである。

スウェーデンは労働組合の組織率が高く、誰もが何らかの組織に属すると言う傾向が強い社会であるが、これは障害者にも言える事である。障害の種類別に地域毎に合計 1,200 以上の障害者団体があり、合計 30 万人の会員を擁している。全国レベルでは約 25 の障害別の協会にまとまっており、それらが二つの系統の連合体を形成している。

これらスウェーデンの団体が他国の障害者団体と異なる点は、その会員の大部分が障害者自身であると言う点である。障害者自身の協会であって、障害者の為の団体ではない。そして極く近年になってから、これらの団体が社会政策の圧力団体になって来ている程である。政府はこれらの障害者団体の自主性を尊重しており、独立を保っている。然しその活動に対しては財政的補助を行なっている。障害者団体の活動は社会から強く支持されており、政府の政策立案にも参加したり、或は各種施設の理事会のメンバーとして尊重されている。

これらの障害者の全国的組織の大部分が参加する全国障害者協会連合の中央委員会に関連する SVCR——Svenska Centralkommittén för Rehabilitering——スウェーデン・リハビリテーション中央委員会では、補助具や設備等の Technical Aids——技術的な助け に依って障害者

のハンディを軽減して健常者に伍して生活する事が重要であると考えて、自助具の開発、情報の収集、配布、普及等を主要な活動の一部として熱心に進めて来た。

その内容は

- A. 日常生活の為の補助具（他人の手を借りないで身の回りの事が出来る為に）
- B. 職業生活の為の機械器具（自活する為に）
- C. 住宅建築設備と都市計画の設計基準（日常生活と社会生活の為に）
- D. 移動の為の器具・自動車の改造設計図等
- E. 障害の治療を助ける器具

等であり、小は自家製で間に合う物の作り方の情報や障害者団体の工場での生産による相互扶助から、高度な工業製品の紹介等の情報等である。この情報交換活動の特徴は大変に *inclusive* な点であり、いろいろな種類の障害者の誰かに役立つ可能性のあるものは全て集録する方針である。その理由は、一人一人の障害者の持つトラブルは個々に微妙に異なり、画一的にどの補助具が誰にでも役立つとは限らないと *individual* を基にして考えているのである。障害者が不自由さを克服するのに他人の手を借りないで、補助具で自助し、自立しよう、技術（テクノロジー）に依って解決しようという考え方は、正にスウェーデンの文化、スウェーデン人の国民性とスウェーデンの社会構造から来ていると考えられる。即ち、独立心と機械器具に対する関心の強さ、頭を使って考え、工夫し、努力をする、発明を楽しむ心に負う所が大きいと思われる。又、人件費の高い、人手不足の続いた社会構造も、むしろプラスに影響していると思われる。

⑤ スウェーデンの minority の開放性

スウェーデンの minority の人々は障害を自己だけの問題として自己の利益権利の問題に止どめるのではなく、障害者のリハビリテーションの必要性は国境を越えて基本的には共通である点と、外国の障害者の福祉にも深い関心がある事から、その活動を国際面に拡げ、他の北欧諸国とアメリカ、イギリス等のリハビリテーションの団体とも連携して、International Society for Rehabilitation of the Disabled（国際障害者リハビリテーション協会）を設立した。そしてスウェーデンのリハビリテーション中央委員会内に International Information Centre on Technical Aids（国際技術的補助具情報センター）を置いて英語、フランス語、ドイツ語、スペイン語の四ヶ国語で補助器具、設備から障害者の住み易い都市の計画法に至る情報を印刷して配布しており、Technical Aids を国内に限らず世界のすべての障害者の自立を助けようと、やはり大変に *inclusive* な方針で編集し、後で追加補充の可能なルーズ・リーフの形にして順次出版している。

この国際リハビリテーション協会は技術的情報センターについては上記の如く、スウェーデン

が主として分担しているが、それ以外の業務では、米国ニューヨークにある Rehabilitation International が本部になって分担している。その人口、国力を超えて国際的活動に貢献しているスウェーデンの障害者団体の開放性は、又開発途上国に対する開発援助において、そのG・N・Pとの比較で、スウェーデン社会が他国よりも大きい額でリードしている事実と共通性を持つており、現在のスウェーデン社会の文化の型として特徴づけられる。

この様な minority の余裕のある開放的態度は、又社会の majority 及びそれを代表する政府機関が minority を対等、平等な人格として扱かう態度、そしてハンディキャップを少しでも軽減しようとする施策と対応し、バランスしているものである。

即ち、minority の開放的態度と majority の寛容な態度は、根を共にしていて、同じスウェーデン社会の文化と国民性に根ざしていると思われる。

III. 文化及び国民性との関連

① 「協調的思考の文化」——スウェーデン社会の文化及びスウェーデン人の国民性——

スウェーデン社会に於ける social integration への持続的努力を国民的文化として観察するならば、スウェーデン人は majority と minority を対立するものとして見ないで、協調するものとして認識している事実である。この協調こそはスウェーデン社会の文化の基調である。

この文化的特性はスカンディナヴィア文化圏全域に共通性のものであるが、然しそれはスウェーデン社会に特に著しい。一方、地理学的に同じヨーロッパ州に属するヨーロッパ中部——ヨーロッパ大陸諸国の文化が対立を基調にしている点と比較すると際立って対称的に異なるものである。このスウェーデン社会の文化的特徴である協調的思考の因って来たる根を一步深く考察してみたい。

陸続きで他国、他民族との接触が休みなく行なわれ、侵略によって、個人や家族の生活が一夜にして変えられる運命的可能性もあり、混血の機会も多かった中部ヨーロッパ大陸諸国と異なって、ヨーロッパ州の北のはずれに位置していた為にスウェーデン社会は、人種的に単一で、homogeneous——同質であると同時に、比較的最近まで国民の圧倒的大部分が農民であったので、日常生活的にも homogeneous な文化を国民全体を通じて持っていた。従ってヨーロッパ大陸諸国のような本格的な封建制度が完成確立する前に近代を迎え、階級制度が大陸諸国ほどには確固なものとはならなかった。従ってスウェーデン国民は（大陸諸国民が長年経験した様な）階級的対立の厳しい経験を経ていない。即ち、階級的対立が長期に涉ってその人口の大部分の personality formation——性格の形成——に重要な影響を及ぼす程の事はなかつたのであろうと考えられる。

北緯約 55 度から約 69 度に涉って高緯度に位置するスウェーデンは冬が長く、暗く、寒い。国土の過半は森林で被われ、数え切れない程の湖とそれらを結んでバルト海に流れ込む河川が多数あり、長い冬には寒さと雪の為に、各 community と community が隔絶されていたので、community 内部での成員相互間の助け合いが血縁関係での助け合い以上に重要なならざるを得なかつたと考えられる。この部落内の相互援助がスウェーデンの社会福祉の原点であろう。community 内の他人の life 即ち、他人の生命と日常生活を大事にし、人権を大切にすることは、実は自然の厳しさから守ることであつて、近隣諸国や近隣部落から攻め入る敵の脅威から守るのではなかつた事が、後に部落内の他人に関心を持つだけでなく、他の部落、他の地域、他の県の人々の生活と生命及び人権を大切にする事へと発展して、現在のスウェーデン全国の福祉が発達して來たのであろう。

この community 内での協調と相互援助は決して依存ではない。日本の社会においては「寄らば大樹の蔭」と言い、弱者が強者に一方的に依存しようとする傾向が相変らず強く、依るべき強大な組織を探し求めて、それに所属しようとする意識が強い。これが vertically organized society の成因の一つとなつてゐる。そして強者は弱者を「いらしむべし、知らしむべからず」と権力主義的になり、単に地位が上下しているだけで平等、対等に意見を交換する事がなく、業界一の優秀企業であった箸の大企業が急激に崩壊しかねない脆さを持っている。

スウェーデンの community 内での相互援助とは、先づ成員各々が自立、自助の努力をして、その上で人間各自の努力だけではどうにも出来ない各人の能力を超える困難を相互の援助で乗り越えようと言うものである。スウェーデン人にとって、大自然の圧倒的優越性の前には、人間各人の優劣、大小、強弱は基本的には無いに等しい。もし有つたとしても一時的、部分的なものであつて、総合された人格としては基本的には、有つてはいけないものであり、お互いに平等である。この前提の上に相互に協力し、協調するのである。

このスウェーデン人の意識は長い間の厳しい風土の農村生活の中で育てられて來たものと考えられる。

又この厳しい冬を越える為には短い夏の間に緻密な計画性を持った勤労で食糧を蓄え、壁の厚いどっしりした住居を準備し、厳しい環境を直視して対応しなければ生き抜く事は出来なかつたであろう。現在のスウェーデン人の国民性は以上の様な環境の中にあった事が一つの要因となって発達して來たものと考えられる。

スウェーデン人の国民性はヨーロッパ諸国人々に比べ、又近隣のスカンディナヴィアの人々と比べても、相対的に

冷静で、理性的である。即ち、感情に溺れにくい。地味で粘り強い。realistic である。現

実を直視し、物事を客観的に見ることが出来る。長い冬を生き抜いて来た生活経験の積み重ねの故か、物事を歴史的、時間的な軸で考え、遠い将来をも見透す能力と計画性に優れている。それと共に物事をバランスで見る能力が発達している。従って一方的に行き過ぎることがなく穏健な国民性であると言われる事になる。これも冷静で思慮深い事の結果であろう。

自立心、独立心が強い。従って職業が重要と考えられており、職業的分業による社会への貢献、社会への参加を重要視する。「天は自ら助くる者を助く」と言う諺はスウェーデン人の為にある様なものであって、スウェーデン人にとって、社会福祉、社会保障とは政府や社会の世話に依って生活する事ではなく、自分の力で立ち上ろうとする時に多少の力が不足したならば、一寸尻押ししてもらい、力を補ってもらって立つことである。

② 地方分権制度に見られる「協調的思考の文化」

スウェーデンにはノルウェーを含めて、古代から各地域の部族内で全員参加して、合議して物事を決める *ting* の慣習があり、スカンディナヴィア半島における *democracy* の原型であったとされており、ノルウェーの *Storting*（国会）の語源もここにあるのである。恐らくは、個人の自立心、独立心の強さが有った事が源となり、人口の少なさ、地理的要因による各地域の隔絶等が加わって、各 *community* の自治、自主的決定が行なわれ、更にそれが拡がって各地域毎の自治、自主的決定へと発展して、後のスカンディナヴィア半島独特の地方分権制度の基礎となつたものと思われる。

現在のスウェーデンの *democracy* の中で一見複雑過ぎる行政機構、その中でも特に地方政府が相互の連絡機関としてストックホルム市郊外に、全国各県連合とも言うべき連合体の組織を置いて、伝統的に地方政府の権限、責任に属すべき事項で且つ全国的に協力して行なう方が能率的な事柄を中央政府に委ねる事なくこの組織によって行なわれている事等は、日本人の眼から見ると、連邦政府と中央政府と、屋上屋を架する様な不合理性とも見えない事もない点など、他の地方分権が発達している国々、例えばアメリカ、イギリス等と比較しても質的に異なった地方分権制度である事が解る。それは各地方同士（例えば日本）或は地方対中央（例えばアメリカ）が権力を取り合おうとして対立して争うのではなく、相互に他者の立場を尊重し、矛盾を調整して合理的に解決して行くのが慣行になっており、権力関係で処理する事を嫌い、極力回避しようとする点にある。

このスウェーデン型地方分権制度は、「主として風土に起因した文化 と スウェーデン人の personality に相互に組み込まれた自主性、自立性の相互尊重」から作り出された慣習的なも

のが、現在でも機能し続いている良い例であると考えられる。

むすび

そして、この自主性と自立性の相互尊重がスウェーデンの majority が minority の自主性、自立性を尊重する事にも共通して機能し、又スウェーデンの minority の人々が他国の障害者に対しても寛容な態度をとる点においても機能していると考えられるのである。

Bibliography

- 高橋義平 スウェーデンにおける障害者の住生活と住宅政策の思想 東洋大学工学部研究報告 1979年
 身障雇用ニュース第32号 国際障害者年行動計画決まる (労働省委託 身体障害者雇用促進協会 1980年)
 身障雇用ニュース第38号 国際障害者年事業の推進について (労働省委託 身体障害者雇用促進協会 1980年)
 アビリティーズ 1980年8月12日号 国際障害者年とは何か (身体障害者団体定期刊行物協会)
- International Rehabilitation Review XXIII No. 2, Conclusions and Recommendations of the First International Conference on Legislation Concerning the Disabled, (1972)
- Ministry of Health and Social Affairs, Handicap Policy in Sweden, (Summary of a Report from National Commission IYDP 1981)
- Gardeström, Linnéa, A Way of Life for the Disabled, (Svenska Institutet : 1976)
- Gardeström, Linnéa, The Swedish Handicap Movement, (Svenska Institutet : 1978)
- Montan, Karl, ICTA—An Instrument for Rehabilitation Technology, (ICTA Information Centre : 1975)
- Montan, Karl, Rehabilitation in Sweden, (Swedish Institute : 1967)
- Ljunggren, Ellika and Montan, K., Rehabilitation in Sweden 1979, (Handikapp institutet)
- NKB—(Statens Planverk), Accessibility of Buildings to Handicapped Persons: Guidelines for Nordic Building Regulations,
- National Swedish Building Research, Accessible Towns—Workable Homes(Document D9 : 1972)
- Braf, Per Gunnar, The Physical Environment and the Visually Impaired, (ICTA Information Centre : 1974)
- Handikappinstitutet, Ombyggnad—Några exempel på hur man kan förbättra tillgängligheten i allmänna lokaler (Rebuilding—A few examples of how accessibility can be improved in public buildings), (A version with English Text is available from the ICTA Information Centre : 1980)
- Brattgård, Sven-Olof and others Normalbostaden och de Rörelsehindrade (The normal dwelling and the physically handicapped person), (University of Gothenburg : 1970)